

大阪市こども・子育て支援計画（第 2 期）

（素案）

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

（教育・保育）部分抜粋

大阪市

令和 2 年度～令和 6 年度

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項が示されており、本章はその記載事項に該当する内容について記載しています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	放課後の居場所を提供する事業 （児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査事業	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

本計画期間の各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、次のとおりです。なお、24区ごとの量の見込みと確保の内容については、巻末資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

		量の見込み			確保の内容		
					教育・保育施設	地域型保育事業	合計
令和2年度	1号	15,488	幼稚園 利用 児童計	26,777	38,353	/	38,353
	2号	幼稚園					
		保育所	30,747		38,902		38,902
	3号	26,401		27,785	3,261		31,046
令和3年度	1号	15,049	幼稚園 利用 児童計	26,017	38,353	/	38,353
	2号	幼稚園					
		保育所	31,449		39,463		39,463
	3号	27,308		28,244	3,489		31,733
令和4年度	1号	14,706	幼稚園 利用 児童計	25,424	38,353	/	38,353
	2号	幼稚園					
		保育所	32,106		39,667		39,667
	3号	27,941		28,414	3,717		32,131
令和5年度	1号	14,481	幼稚園 利用 児童計	25,037	38,353	/	38,353
	2号	幼稚園					
		保育所	32,660		40,075		40,075
	3号	28,655		28,685	3,907		32,592
令和6年度	1号	14,381	幼稚園 利用 児童計	24,860	38,353	/	38,353
	2号	幼稚園					
		保育所	33,272		40,255		40,255
	3号	29,359		28,824	4,211		33,035

※ 「2号（幼稚園）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育所）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳及び施設数)

量の見込み

(単位：人)

	1号+2号(幼稚園)				2号(保育所)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359

確保の内容

(単位：人)

	1号+2号(幼稚園)				2号(保育所)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,455	11,695	13,583	31,733
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035

認定こども園への移行にかかる大阪市こども・子育て支援計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、必要とされる利用定員数に「子ども・子育て支援事業計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることが可能になっています。

(単位：人)

1号	2号	3号
1,230	1,120	520